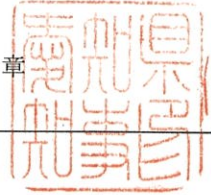


あいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額の承認

あいち健康の森健康科学総合センター条例(平成9年愛知県条例第3号)第5条第4項の規定に基づき、令和5年4月1日以降のあいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年3月27日

愛知県知事 大 村 秀 章



あいち健康の森健康科学総合センターの施設利用料金の額

施設利用 料金の名 称	区分		単位	施設利用 料金の額 (単位円)	備考			
ホール利用 料金	全部利用		午前	66,000				
			午後	88,000				
			夜間	88,000				
			全日	220,000				
			時間外30分につき	28,100				
	3分の1利用		午前	22,000				
			午後	28,300				
			夜間	28,300				
			全日	73,000				
			時間外30分につき	10,000				
会議室等 利用料金	第一会議室、第二会議室又は第四会議室		午前	3,600				
			午後	4,800				
			夜間	4,800				
			全日	12,000				
			時間外30分につき	1,700				
	第三会議室		午前	3,600				
			午後	4,800				
			夜間	4,800				
			全日	12,000				
			時間外30分につき	1,700				
	第五会議室		午前	4,800				
			午後	6,300				
			夜間	6,300				
			全日	16,000				
			時間外30分につき	2,000				
	日本間	第一日本間又は第三日本間		午前		2,400		
				午後		3,200		
				夜間		3,200		
				全日		7,800		
				時間外30分につき		1,200		
		第二日本間		午前		3,200		
				午後		4,200		
				夜間		4,200		
				全日		10,500		
				時間外30分につき		1,300		
		第一日本間、第二日本間及び第三日本間 を併せて利用する場合		午前		7,800		
				午後		10,500		
				夜間		10,500		
				全日		26,000		
				時間外30分につき		3,500		
小学生			1人1回につき	200	回数券(11回分2,000円)を発行する。			
	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度 評価又は講習が行われる日の当日において利用 する場合			1人1回につき	250			
		水泳施設又はトレーニング施設の利用者が 当該水泳施設又はトレーニング施設を利用 する日の当日において利用する場合			1人1回につき	250		
			その他の者 (小学校就学 前の者を除 く。)					回数券(11回分4,700円)を発行する。 2023年4月9日、16日、26日 5月7日、13日、14日、21日、26日 6月3日、18日 7月16日、26日、30日 8月20日、26日、27日 9月9日、17日、24日 10月14日、15日、26日 11月19日、25日、26日 12月17日、24日、26日、27日、28日 2024年1月2日、3日、21日、26日 2月18日 3月17日、24日、26日 は、回数券(11回分 4,100円)を発行す る。
				その他の場合		1人1回につき	470	

宿泊室 利用料金	和室	健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(日曜日 から木曜日に適用。ただし、4/29～ 5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	3,500	
			2人利用	1人1泊につき	3,000	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(金曜日、 土曜日、及び月曜が祝日の場合の前 日の日曜、4/29～5/5、7/21～8/31、 1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	3,600	
			2人利用	1人1泊につき	3,300	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,600	
			2人利用	1人1泊につき	4,700	
			3人利用	1人1泊につき	4,300	
			4人利用	1人1泊につき	3,300	
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適 用。)	1人利用	1泊につき	6,000	
			2人利用	1人1泊につき	4,900	
			3人利用	1人1泊につき	4,600	
			4人利用	1人1泊につき	3,600	
	洋室A	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度 評価又は講習が行われる日の前日又は当日に おいて利用する場合(日曜日から木曜日に適 用。ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人1泊につき	3,600		
		健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度 評価又は講習が行われる日の前日又は当日に おいて利用する場合(金曜日、土曜日、及び月 曜が祝日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人1泊につき	3,800		
		その他の場合(日曜日から木曜日に適用。 ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人1泊につき	5,400		
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝 日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3に適用。)	1人1泊につき	5,600		
	洋室B	健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(日曜日から木曜日に適用。ただ し、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3 を除く。)	1人利用	1泊につき	4,400	
			2人利用	1人1泊につき	3,700	
		健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝 日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	4,800	
			2人利用	1人1泊につき	4,000	
		その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,900	
			2人利用	1人1泊につき	5,200	
		その他の場合(8月、9月の日曜日から 木曜日に10名以上の団体で利用する 場合)	1人利用	1泊につき	5,500	
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適 用。)	1人利用	1泊につき	6,200	
			2人利用	1人1泊につき	5,600	

宿泊室 利用料金	洋室C	その他の場合(8月、9月の金曜日、土曜日に10名以上の団体で利用する場合)	1人利用	1泊につき	5,600		
		日曜日から木曜日に適用。ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。	1人利用	1泊につき	14,700		
			2人利用	1人1泊につき	12,400		
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	14,800		
			2人利用	1人1泊につき	12,500		
附属設備 利用料金	ホール 附属設備	照明装置	センターピンスポットライト		1回1点につき	1,600	カラーフィルターは含まない。
			スポットライト		1回一式につき	260	
		音響関係 附属設備	ワイヤレスマイクロホン		1回1チャンネルにつき	1,600	電池は含まない。
			マイクロホン		1回3本を超える1本につき	920	
			コンパクトディスクプレーヤー		1回一式につき	1,600	
		映像関係 附属設備	オーバーヘッドプロジェクター		1回一式につき	1,150	
	ピアノ			1回1台につき	5,190		
	宿泊室 附属設備	補助ベッド			1台1泊につき	2,400	
特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料の加算額				1キロワット1時間につき	40		